

○吉野桜寄附条例

平成20年6月25日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、日本の財産であり世界遺産に登録されている吉野山の桜樹林を保存し、後世に残していくことを願う人々による寄附金を財源として基金を設置し、運用することにより、古くから日本人が馴れ親しみ大切にしてきた、吉野の桜を守り先の未来へ伝えていくことを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条に規定する寄附者の社会的投資を具体化するための事業は、次のとおりとする。

- (1) 保存のための調査研究
- (2) 桜樹林の保全保護をはじめ維持管理一切に関する事業
- (3) 後継となるシロヤマザクラ苗の育成確保に関する事業
- (4) 桜樹林の拡大や用地取得に関する事業
- (5) 桜の保全の理解を訴える事業
- (6) 桜の情報発信に関する事業
- (7) その他、町長が認めた事業

(基金の設置)

第3条 第2条に規定する事業に充てるため寄附者から収受した寄附金を適正に管理運営するため、吉野桜基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第6条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(事業の委託)

第7条 第1条の目的達成のため、吉野山の桜樹林を永遠に保存することを目的に活動し、桜樹林の約6割を所有している公益財団法人吉野山保勝会に第2条に規定する事業を委託することができるものとする。

(運用状況の公表)

第8条 町長は、毎年度の終了後3か月以内に、この条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。